

平成30年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第2号

招集年月日	平成30年2月22日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時	開 議	平成30年3月27日	午後1時59分	議 長	坂口 久信	
及び宣告	閉 会	平成30年3月27日	午後2時43分	議 長	坂口 久信	
出席議員 欠席議員	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	北川政次	○	10番	水川一哉	○
	2番	末藤正幸	○	11番	永尾光次	○
	3番	川原千秋	○	12番	山田恭輔	○
	4番	藤田洋一郎	○	13番	西原好文	○
	5番	松尾勝利	○	14番	田島健一	○
	6番	徳村博紀	○	15番	片渕栄二郎	○
	7番	村上大祐	○	16番	岩島正昭	○
	8番	田中政司	○	17番	坂口久信	○
	9番	山下芳郎	○			
出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松政	○	消 防 長	土井稔康	○
	副 管 理 者	樋口久俊	○	消防次長兼予防課長	吉岡和久	○
	事 務 局 長	中島剛	○	消 防 次 長	山田浩則	○
	会 計 管 理 者	牟田由紀子	○	消防本部総務課長	嶋江克彰	○
	事務局次長兼総務課長兼環境施設課長	永尾淳一	○	消防本部警防課長	池田真二	○
	電子計算センター所長	池田吉雄	○	消防本部通信指令課長	國廣政秀	○
	介護保険事務所長兼総務管理課長	緒方俊裕	○			
介護保険事務所業務課長	寺山理津子	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 議事日程について

議事日程（第2号）	
平成30年3月27日（火曜日） 午後2時 開議	
日程第1	追加議案の上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第2	第10号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例 （質疑・討論・採決）
	第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 （質疑・討論・採決）
日程第3	第12号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5回） （質疑・討論・採決）
	第7号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算 （質疑・討論・採決）
日程第4	第8号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算 （質疑・討論・採決）
	第9号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算 （質疑・討論・採決）
日程第5	閉 会

午後 1 時 59 分 開議

○議長（坂口久信君）

ただいまの出席議員は全員であります。ただいまより平成30年杵藤地区広域市町村圏組合議会 2 月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

日程第 1 追加議案の上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 追加議案の上程であります。

本日、議案 3 件を追加上程いたしております。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

皆様こんにちは。それでは、本日追加提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

追加提案いたしました案件は、条例改正 2 件、補正予算 1 件の合計 3 件でございます。

第10号議案は、介護保険法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、条例を改正するものでございます。

第11号議案は、介護保険法施行規則の改正に伴い、指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を改める必要があるため、条例を改正するものでございます。

第12号議案は、消防費の職員手当等について補正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

説明が終わりました。

日程第 2 第10号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第 2. 第10号議案 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

それでは、第10号議案について私のほうから説明申し上げます。

こちらの議案書の1ページをお開きください。

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

杵藤地区広域市町村圏組合介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、もう一つの説明資料（その2）でございますけれども、そちらのほうの新旧対照表で説明申し上げたいと思います。

まず、第4条でございます。第4条の保険料率でございますけれども、現行「平成27年度から平成29年度まで」というところを「平成30年度から平成32年度まで」に改正をするものでございます。

保険料の金額につきましては、以前より御説明申し上げておりますとおり、現行の金額のとおりということでございます。

それと、第6号のアでございますけれども、こちらは介護保険法の改正によりまして、租税特別措置法の部分も勘案をして所得金額を算定できるという部分を追加で記載させていただいたところでございます。

それと、第7号のア、そして、第8号のアにつきましても、介護保険法の改正により、金額を改正、変更したところでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページの主なところは、第21条でございます。一番下段でございますけれども、こちらのほうが「正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず」云々というところがございますけれども、この過料を科することができるのが、今までは「被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他」云々と書いてございますけれども、この部分が第1号に限らず、第2号も含めて、「被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯」ということに改正をするものでございます。

いずれにいたしましても、こちらは介護保険法の改正によるものでございます。

また議案書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則第1条で、施行期日を平成30年4月1日から施行することを規定しております。

それから、経過措置といたしまして、第2条で、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるということで改正をするものでございます。

提案の理由につきましては、介護保険法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、条例を改正するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

それでは、これより質疑に入ります。質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第10号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第3 第11号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第3. 第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

第11号議案について御説明申し上げます。

杵藤地区広域市町村圏組合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、先ほど同様、説明資料において説明をさせていただきたいと思いま

す。

説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正でございますけれども、第4条において、従来、指定地域密着型サービス事業者等の指定の申請ができる者が「法人」というふうに規定をされておりましたけれども、規則の改正によりまして「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）」が追加となっておりますのでございます。

それと、従来の特例の中には暴力団の排除条項が規定をされておりましたので、今回、その部分もあわせて追加で規定をするものでございます。

引き続き、議案書の3ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

附則におきまして施行日を規定しております。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

提案の理由といたしまして、介護保険法施行規則の改正に伴い、指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める必要があるため、条例を改正したいというものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第11号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第11号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第4 第12号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第4、第12号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（中島 剛君）

それでは、第12号議案 平成29年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5回）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,206万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ46億2,363万4千円といたすものでございます。

内容につきましては、予算説明書(3)ページをお願いいたします。

まず、下段のほうの歳出でございます。

5款、消防費、1項1目、常備消防費で2,206万1千円を増額いたしております。

3節、職員手当等で、職員1名分の退職手当として2,206万1千円を増額いたすものでございます。

これに対する財源として、上段の歳入でございますけれども、6款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、職員退職手当基金繰入金で、歳出額と同額の2,206万1千円を基金からの繰入金として計上をいたすものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。

第12号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第12号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第5～第7 第7号議案～第9号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第5．第7号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算、日程第6．第8号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、日程第7．第9号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（中島 剛君）

第7号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度の予算書の1ページをごらんください。

平成30年度の一般会計予算は、歳入歳出予算、地方債、一時借入金、歳出予算の流用から成っており、第1条から第4条までに必要事項をそれぞれ定めております。

まず、第1条に定めます歳入歳出予算について御説明申し上げます。

第1条で定めております歳入歳出予算は、総額を歳入歳出それぞれ26億9,015万円と定めるものでございます。

平成29年度当初予算と比較いたしまして16億8,147万3千円、率にして38.5%の減となっております。その要因につきましては、平成29年度におきましてはクリーンセンターの焼却施設等解体事業、消防本部・武雄消防署統合庁舎建設事業などの大型事業予算があったために、大幅に減となったものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

予算に関する説明書の(15)ページをお願いいたします。

まず、歳出のほうからお願いをいたします。

1 款の議会費につきましては、平成29年度と比較しまして15万円の減ということで計上をいたしております。

2 款. 総務費につきましては、1 目. 一般管理費で371万 8 千円の増となっております。これは公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料を委託料の中に新しく今年度のみ計上いたしておりますけれども、公共施設等総合管理計画を策定するというので、その委託料としてありますので、その分で増となったものでございます。

(18) ページ、電算センター費では787万 2 千円の減となっております。主には基幹システムでありますクラウドシステムのサービス利用料の減など、使用料の減などによりまして総額で減となったものでございます。

(20) ページをお願いいたします。

3 目. 高齢者医療制度対応システム改修費を新規に設けております。事業費として331万 5 千円を計上いたしております。後期高齢者保険料軽減特例の見直しに伴います賦課業務に係るシステム改修をいたすものでございます。

その下の国保事業対応システム改修費につきましては、平成29年度に完了いたしておりますので、廃目をいたしております。

(21) ページをお願いいたします。

3 款. 民生費、1 項 1 目. 介護予防支援計画作成費支払事務委託費の減につきましては、委託見込み件数の減によるものでございます。

2 目の低所得者保険料軽減負担金繰出金は、介護保険事業での国及び県負担金を一般会計で歳入し、介護保険特別会計へ繰り出すものでございますけれども、前年度比182万 9 千円の減ということで計上をいたしております。

2 項 1 目. 障害者総合支援審査会費は186万 7 千円の増ということで計上をいたしております。

(22) ページをお願いいたします。

4 款. 衛生費、1 項 1 目. ごみ処理センター費で958万 7 千円増として計上をいたしております。

増額の要因は、クリーンセンターの焼却システム等の改修事業を起債事業で行っておりますけれども、その分に対する交付税措置がっております。交付額と起債償還額との差額をこれまで市町へ返還してきたところでありますけれども、今年度から起債償還額がなくなっ

たために市町への返還額が増加したことによるものでございます。

(23) ページをお願いします。

2 目. 葬斎公園費は52万 9 千円の増を計上いたしております。

(25) ページをお願いいたします。

3 目. 葬斎公園施設整備費は、新葬斎公園建設予定地の造成工事設計業務委託料など2, 281 万 1 千円を計上いたしております。

ごみ処理施設解体費につきましては、平成29年度予算を明許繰り越しの設定をしております。そういうことで、平成30年度の歳入歳出予算への計上はございません。

5 款. 消防費、1 項 1 目. 常備消防費は3, 354万 2 千円の増を計上いたしております。

4 節. 共済費で、共済組合負担金の負担率の上昇に伴う増額及び統合庁舎関連の委託料並びに備品購入費の増などによって増額となったものでございます。

(31) ページをお願いいたします。

2 目. 消防施設費は、平成29年度に消防本部・武雄消防署統合庁舎建設事業の建築主体等工事費等があったために大幅減となっております。

今年度の工事請負費として、(32) ページに掲載をしておりますけれども、消防施設改修事業として、消防本部の建物の経年劣化による改修、また、職員の健康管理等に配慮した改修として山内分署シャッター改修その他工事952万 6 千円、太良分署・大町分署仮眠室増設改修工事578万 9 千円、白石消防署屋上防水他改修工事2, 425万 7 千円、また、継続費として3 年間で取り組んでおります消防本部・武雄消防署建設事業について、今年度の分として3, 100 万円を計上いたしております。

備品購入費では、武雄消防署と白石消防署に配置いたします消防ポンプ自動車 2 台分7, 984 万 4 千円を計上いたしております。その他、統合庁舎備品3, 000万円などを計上いたしております。

(33) ページをお願いいたします。

6 款. 公債費では、消防施設整備事業債の元利償還金8, 266万 8 千円を計上いたしております。

7 款の予備費については、前年度比232万 7 千円といたしております。

次に、歳入について御説明をいたします。

(11) ページをお願いいたします。

1 款の分担金及び負担金につきましては、構成市町からの負担金となりますけれども、414 万 4 千円の増を計上いたしております。

各負担金の増減の主な要因は、各事業費目ごとの増減要因によるものでございますので、説明は省略させていただきます。

なお、負担金の市町別の負担金額につきましては、最終のページ、(74)ページに記載をしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

(12) ページをお願いいたします。

3 款. 国庫支出金、2 項 1 目. 消防費国庫補助金で、緊急消防援助隊設備整備費補助金 2,142 万 5 千円を計上いたしております。先ほど歳出で説明いたしました消防ポンプ自動車 2 台を緊急援助隊車両として登録することにより受けられる補助金でございます。

(13) ページをお願いいたします。

6 款. 繰入金、1 項. 基金繰入金は、1 目の職員退職手当基金繰入金で職員 1 名分の退職手当分の繰り入れ、また、新葬斎公園整備に係る事業費にふるさと市町村圏基金からの繰り入れを計上いたしております。

(14) ページをお願いいたします。

9 款. 組合債でございますけれども、平成30年度と比較しまして大幅に減額をし、1,183 万 6 千円を計上いたしております。

内容につきましては、備考欄に掲載をしているとおり、消防ポンプ自動車及び全国瞬時警報システム受信機の更新を行うものでございます。

以上、予算書 1 ページに定めます歳入歳出予算の主な内容でございます。

続いて、予算書 4 ページをごらんください。

第 2 条に定めます地方債について御説明をいたします。

地方債は、第 2 表のとおり、消防施設整備事業につきまして起債の限度額を 1,183 万 6 千円と定め、そのほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

最後に、予算書 1 ページに戻っていただきまして、第 3 条に定めます一時借入金の限度額を 1 億円と定めるものでございます。

以上、第 7 号議案、平成30年度の一般会計予算について説明をいたしました。

続いて、第 9 号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算について御説明をいたします。

予算書10ページをお願いいたします。

平成30年度のふるさと市町村圏特別会計は歳入歳出予算から成っておりますけれども、第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ498万1千円と定めるものでございます。

内容につきましては、別冊の予算説明書(72)ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、1款. 財産収入では、基金の運用益金として、前年度比較で155万5千円減の114万5千円を計上いたしております。

2款. 繰入金では、財源確保のためにふるさと市町村圏基金から繰り入れ383万4千円を計上いたしております。

(73)ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目. ふるさと市町村圏事業では、平成29年度と同様の事業を実施するよういたしております。

13節. 委託料では、圏域職員を対象とした研修を予定しております。

19節の負担金補助及び交付金では、構成市町の対象となる事業に対しまして補助金、交付金として構成市町へ配分するものでございます。

2款. 予備費につきましては、10万円を計上いたしております。

以上で第7号議案、一般会計予算及び第9号議案、ふるさと市町村圏特別会計予算について説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○介護保険事務所長（緒方俊裕君）

それでは、第8号議案について説明申し上げます。

第8号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算でございます。

予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億2,789万8千円と定めるものでございます。こちらにつきましては、平成29年度と比較をいたしまして8,578万7千円の増となっておりますのでございます。

第2条において、一時借入金の最高額を10億円と定めるものでございます。

第3条において、項間流用の規定をしておるところでございます。

予算の内容につきましては、予算に関する説明書により説明をしたいと思います。予算に関する説明書の(47)ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございます。

主なものを御説明申し上げたいと思います。

1 款の保険料、1 項. 介護保険料、1 目. 第一号被保険者保険料でございます。こちらにつきましても、前年度に比べまして全体で1 億3,388万2 千円の増となっております。保険料の額は変わりませんが、前年度までは第6 期の事業計画の数値を上げておりまして、本年度につきましても現時点での再計算を行って、この金額を計上させていただきます。

続きまして、2 款の分担金及び負担金、1 項. 負担金、1 目. 介護保険費負担金でございます。こちらは保険給付に伴うもの、そして、事務費に伴うもの、地域支援事業に伴うもの等々による構成市町の御負担をお願いするというものでございます。本年度の予算25億1,763 万9 千円でございます。前年度よりも267万7 千円の増をお願いをしたいというところでございます。

続きまして、次ページの(48)ページのほうをお願いしたいと思います。

4 款の国庫支出金でございます。国庫負担金と国庫補助金でございますけれども、こちらにつきましても、後だつて歳出のほうで御説明申し上げますが、給付費、そして、地域支援事業費等々の歳出の予算額に応じましての所定の率で、こちらのほうに計上させていただきます。

国庫負担金の1 目. 介護給付費負担金、こちらにつきましても、前年度に比べて3,438万8 千円の減となっておりますけれども、こちらも歳出のほうで御説明いたしますけれども、給付のほうから地域支援事業に移行した部分があるというふうなことで、地域支援事業は増になって、こちらの給付に関する負担金というのが減になっておるところでございます。

2 項の国庫補助金でございます。こちらのほうで1 目の調整交付金が3,094万2 千円の減となっておりますけれども、こちらにつきましても、調整交付金の額、調整率の変更等々がございまして、この金額ということでございます。

先ほど申し上げましたように、地域支援事業交付金につきましても、給付のほうからこちらのほうに移行した事業がございますので、その部分がこちらは増となっておりますというふうな状況でございます。

同じように、以下の5 款の支払基金交付金、そして、6 款の県支出金まで国庫と同様に、所定の率で給付、あるいは地域支援事業等々、所定の率で計算をして、このような金額で予

算を計上させていただいておるところでございます。

それから、(50)ページをお開きいただきたいと思います。

(50)ページの8款の繰入金でございます。前年度に比較しまして3,543万2千円の減となっておりますが、こちらにつきましては、前年度は基金から繰り入れをして何とか当該年度の予算を策定ということになっておりましたけれども、30年度に関しましては繰り入れをしないで運営ができるというふうな予算立てになっておるところでございます。

以上、歳入の概要について御説明申し上げます。

続きまして、歳出の概要について御説明を申し上げます。

(52)ページをお開きいただきたいと思います。

1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費でございます。こちらの一般管理費につきましては、職員の人件費や事務所の管理費等々が主な支出となっております。

特に、53ページのほうを御参照いただきたいと思いますが、新規事業といたしまして、中ほどにございますけれども、介護専門員地域同行型研修業務委託料というものがございます。こちらは新規事業でございます。介護支援専門員の能力向上と主任介護支援専門員の指導力の向上を図る事業でございます。

それと、そのちょっと下のほうでございますけれども、弁護士委託料成功報酬が3件、そして、弁護士委託料（実費精算）を上げさせていただいております。御承知のように、現在、当組合が裁判をしておるところでございますが、一審の判決は出ましたけれども、相手方が控訴をされましたというふうなことで、見込みとしては平成30年度中に判決が出るのではないかとということで、こちらに成功報酬の予算を計上させていただいたところでございます。

続きまして、(54)ページをお開きいただきたいと思います。

(54)ページの15節．工事請負費でございますけれども、情報システム管理室の整備工事でございます。これは社会保障・税番号制度に対応するための工事でございます。

続きまして、(55)ページでございます。

(55)ページの2項1目の賦課徴収費でございますけれども、こちらは保険料の賦課徴収に係る費用でございます。1,036万円の予算となっております。

続きまして、3項の介護認定審査会費でございますが、こちらは介護認定審査会を運営するための費用と、それから、認定調査等に要する費用を計上させていただいておるところでございます。

続きまして、(57)ページをお開きいただきたいと思います。

4項1目の給付管理費でございます。こちらは給付を管理するための各種費用でございます。

2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費でございますけれども、こちらにつきましては各種介護サービスに係る給付費でございますけれども、全体で145億8,398万3千円と、こちらが歳出の中の主な支出項目となっております。ただ、全体といたしましては、前年度に比較しまして959万5千円の増ということで、微増という形となっております。

続きまして、(58)ページをお開きいただきたいと思います。

2項の介護予防サービス等諸費でございます。こちらにつきましては、1目、介護予防サービス等諸費でございますけれども、前年度と比較して1億5,024万3千円の減ということでございまして、こちらは要支援1、2の方の予防に関する各種サービスの費用でございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、この中の予防通所介護の部分と予防訪問介護の部分とが地域支援事業のほうに移行しました関係上、こちらのほうが減額ということになってございます。

続きまして、(59)ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの3款、地域支援事業費、1項、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。この中の1目でございますけれども、介護予防・生活支援サービス等諸費が前年度と比較いたしまして1億8,707万5千円の増ということで、先ほど来申し上げておりますように、介護予防サービス等諸費の中からこちらのほうに移行した部分と自然増の部分で前年度に比較してこの金額が増となっております。全体で3億9,528万1千円ということでございます。

続きまして、(60)ページをお開きいただきたいと思います。

(60)ページの2項、一般介護予防事業費でございます。こちらは一般高齢者の方の介護予防に要する事業費でございます。1目の一般介護予防事業費でございます。

それから、3項の包括的支援事業・任意事業費でございますけれども、1目の包括的支援事業費は各構成市町にございます地域包括支援センターの運営費が主でございます。それと、2目の任意事業費でございます。こちら介護保険事務所直営の分もございまして、ほぼ構成市町のほうがさまざまな事業を展開しておられまして、それに対しての費用ということになってございます。こちらの積み上げに関しましては、当介護保険事務所の積み上げとともに、各構成市町からの要望等によって、この予算を計上させていただいておるところ

でございます。

続きまして、(62)ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの一番下のほうに財政安定化基金拠出金、財政安定化基金償還金ということで、こちらのほうに前年度まで1,400万円ということで計上させていただいておりましたけれども、こちらは第5期の期中に4,200万円借入れをいたしまして、第6期の期中、3カ年で1,400万円ずつ返還をしていた部分でございます。無事に返還が終わりました関係上、本年度はこちらは廃款ということで処理をさせていただいておるところでございます。

以上をもちまして介護保険特別会計の30年度予算について説明を終了したいと思います。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

説明が終わりました。

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑される場合は、一般会計、特別会計名を言ってから質疑を行ってください。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第7号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第7号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第8号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議がないものと認めます。よって、第8号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第9号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、第9号議案は原案どおり可決いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで平成29年度最後の議会を終えるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本議会に提案されました案件につきましては慎重な御審議を賜り、全議案の議決決定をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼を申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、各構成市町の代表としてその責務を全うされ、本組合の発展と圏域住民の福祉増進のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

ここで今定例会をもって退職される職員、異動される職員がおられますので、御紹介いたします。その場に起立をお願いいたします。

退職される職員、土井消防長、異動される職員、中島事務局長、さらに、牟田会計管理者、以上3名であります。

これまでの御苦勞に対し、拍手で送りたいと思います。大変お疲れさまでございました。

(拍手)

着席してください。

それでは、これをもちまして2月定例会を閉会いたします。議事進行につきましては、御協力まことにありがとうございました。お疲れさまでした。

午後2時43分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 坂口久信

3番議員 川原千秋

9番議員 山下芳郎

16番議員 岩島正昭